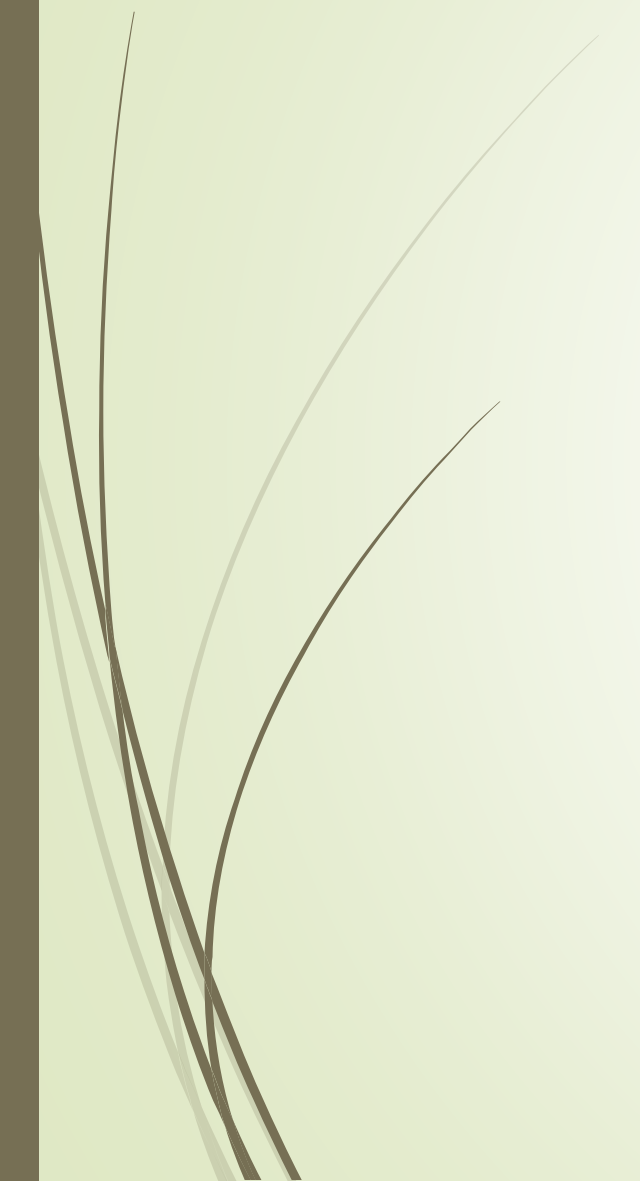


# 地域づくり加速化事業を活用して ～2層協議体の活性化方策～

令和7年3月7日（金）  
島根県 出雲市 医療介護連携課



# 本日本話しすること

- 1. 出雲市の現状
  - 2. 加速化事業活用の背景
  - 3. 加速化事業の活用目的
  - 4. 現地支援の経過
- 



# 1. 出雲市の現状

## 【出雲市の位置図・基本情報】



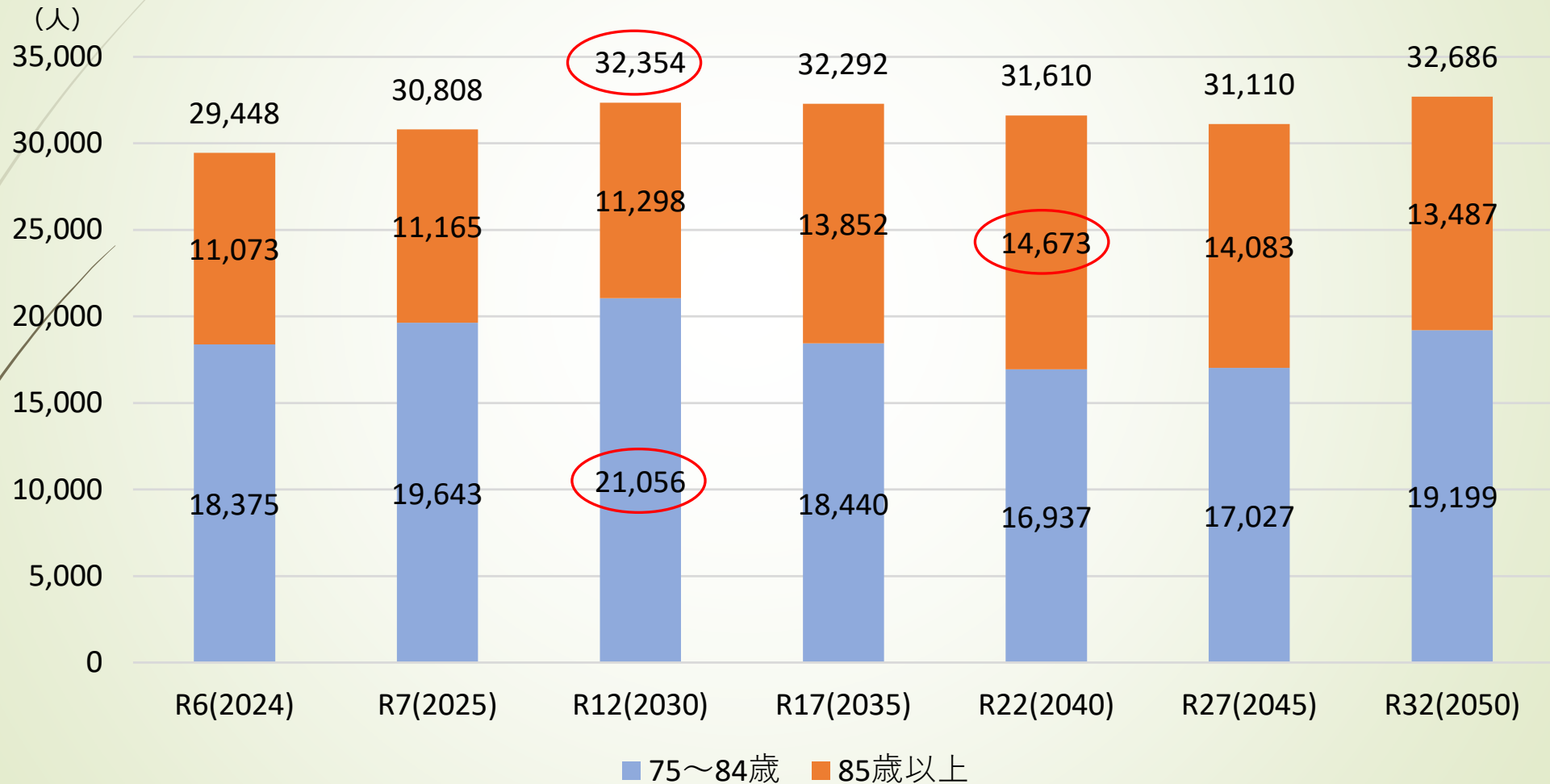
- ★平成17年 斐川町を除く2市4町が合併。  
平成23年 出雲市と斐川町が合併し、現在の市域へ（今年、市政20周年を迎えます）
- ★海岸部、平野部、山間部と多様な自然環境。
- ★平野部への人口集積⇔周辺部の過疎化。

人口	172,540人
高齢者人口	(全体) 52,342人 (前期) 22,439人 (後期) 29,903人
高齢化率	30.34%
介護認定者数	10,977人
医療介護事業所数	748 事業所
地域包括支援センター	7か所

※令和6年10月末現在

## 【出雲市の75歳以上人口の推移】

- 75歳以上、75～84歳人口はR12（2030）にいったんピークを迎える。
- 85歳以上人口はR22（2040）にピークを迎える。



出典：R6は4月末住民基本台帳。R7以降はR5社会保障人口問題研究所推計値



## 2. 加速化事業活用の背景

## ■ 出雲市の生活支援体制整備事業実施イメージ

第1層  
〈全市〉

第1層協議体

- ①地域資源・ニーズの把握
- ②生活支援サービス担い手育成等に係る企画・立案・方針策定
- ③ネットワークの構築
- ④情報交換、働きかけ 等

第2層  
〈旧市町単位〉



第2層協議体

地域の実情に応じた課題把握とネットワーク構築 等

【支え合い体制づくり】  
（たすけあい団体  
立ち上げ支援等）

【生活支援サービス充実】  
活動団体等の  
ネットワーク構築

【意識啓発・情報発信】

働きかけ

協働

生活支援コーディネーター(SC)

目指す地域像の実現

団体理念の達成

住民主体

社会参加

地域で自立した日常生活

地域の支え合い活動

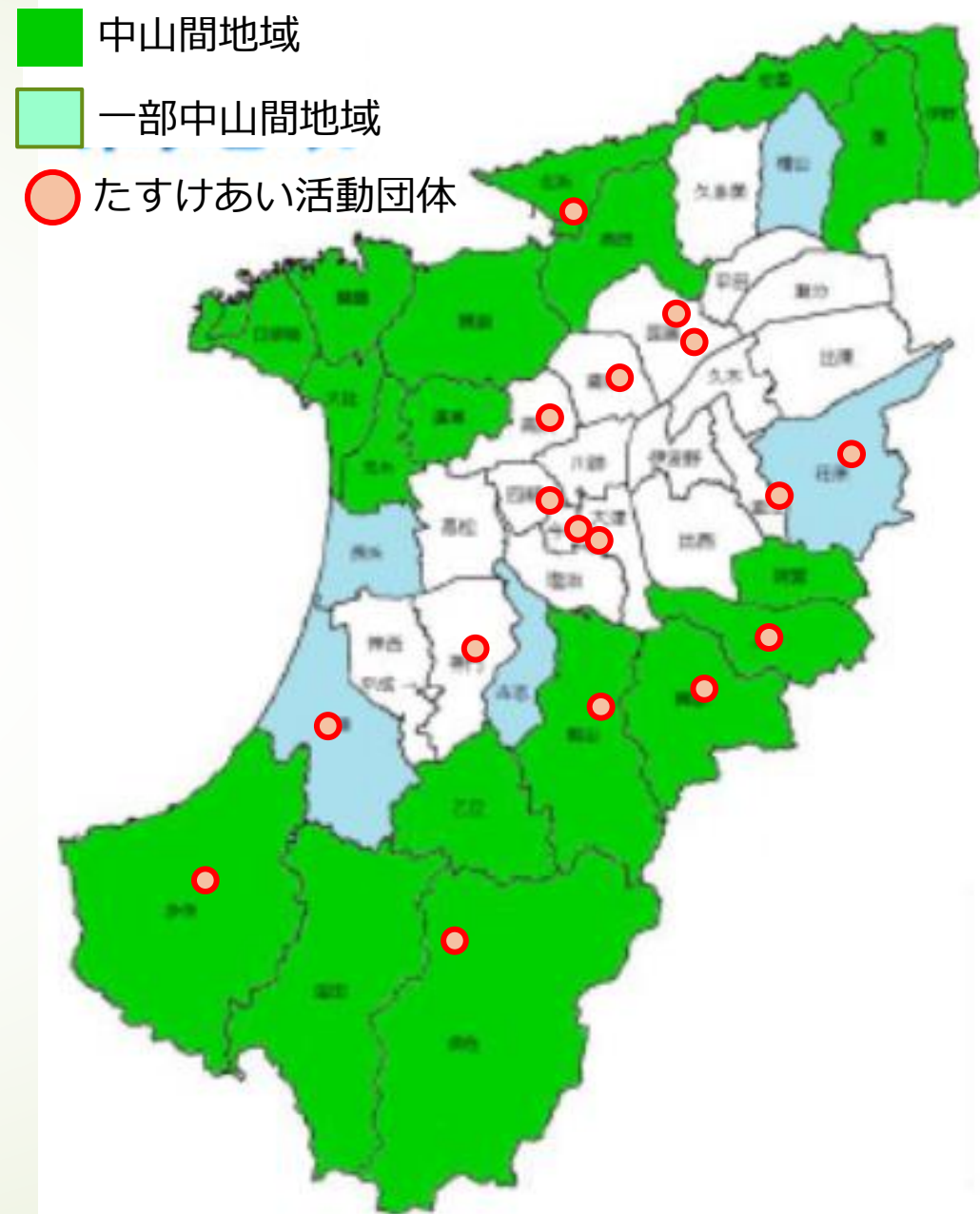
見守り 集いの場 生活支援

多様な生活支援サービス

家事支援 移送 屋外作業

市内で17の有償ボランティア団体  
= たすけあい活動団体が活動中。

種類	活動内容等
家事支援	買い物、ごみ出し、洗濯、掃除、季節用品の入替、家具の移動、除草、庭木管理、雪かき
家屋等修繕	障子はり、電球取り換え、簡易な修繕
見守り・支援	病院・買い物等の付添い、病院・買い物等の移送、薬取り、見守り、話し相手、代筆・代読
子育て支援	託児、産前産後の手助け
その他	物品輸送、お墓掃除、ペットの世話、入院中の諸々の世話
利用料	1時間500円～1,400円





# 令和6年度から総合事業のサービスを見直し。要件緩和、補助制度創設等。

基準	従前相当サービス	R6 新設	R6 新設	多様なサービス・活動	R6 新設
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	<p>○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース</p> <p>○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者</li> <li>・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等</li> </ul> <p>※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。</p>	<p>○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進</p>	<p>住民主体による支援等</p>	<p>・体力の改善に向けた支援が必要なケース</p> <p>・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース</p> <p>※3～6ヶ月の短期間で行う</p>	<p>訪問型サービスBに準じる</p>
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

・従前相当サービスに比べ人員要件を緩和  
⇒所定研修修了者の従事を可とし、研修プログラムを実施

・補助事業を創設  
⇒既存のたすけあい活動団体の取組に補助金を交付できるように

・通所Cとの連動による自立支援の促進

基準	従前相当サービス	多様なサービス・活動		
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

・人員要件の見直し

・訪問Cとの連動による自立支援の促進

## 令和6年度から2層協議体の構成エリアを再編成

- ▶ R5年度の第1層生活支援体制整備推進協議体での議論を踏まえ、令和6年度から地域課題の解決に向けた検討を行う基礎地域（＝第2層協議体）のエリアを地区社会福祉協議会単位(42)から旧市町単位(5)へ再編。

～R5 地区社会福祉協議会  
単位の42エリア



R6～ 旧市町単位を基  
本とする5エリア



- ▶ 地域課題の解決に向けた各種団体の連携推進
- ▶ SCの業務効率化



## **3. 加速化事業の活用目的**

## ● 2層協議体の活性化

・ R6から構成エリアを旧市町単位に設定しなおして再スタートしたところだが、**どうすれば効果的に地域課題を把握して解決する仕組みとして機能させられるか？**

旧市町単位での生活支援充実に向け  
ては**たすけあい活動団体の面的な連携**がポイントになる

既存の  
検討の場

住民参加型在宅福祉サービス  
団体連絡会

## ● 総合事業の活用拡大

・ 要件緩和や新規補助事業創設によりメニューを拡大したが、思ったより**制度を活用する事業者やたすけあい活動団体が増えない。**

生活支援サービスに係る事業者への周知、既に活用している事業者等との**継続的改善に向けた検討**が必要

出雲市生活支援体制整備推進協議体  
(第1層)

市内の生活支援サービス関連団体の集まりに参加いただき、専門的なアドバイスや全国の事例紹介などをお願いする

アドバイザー・支援チーム



## 4. 現地支援の経過

## 【第1回現地支援 令和6年9月27日】

○住民参加型在宅福祉サービス団体連絡会の場を活用

(第1回現地支援の目的)

- ・市内たすけあい活動団体の連絡会において、担い手確保をテーマに継続的に検討中。(令和6年度3回開催の2回目)
- ・この会を活用し、地区別(旧市町=2層)で地域課題について検討していくことの理解を、担い手確保の取組検討をきっかけに醸成したい。

(参加者)

- ・たすけあい活動団体 16名 (11団体)
  - ・出雲市社会福祉協議会 5名 (うち生活支援コーディネーター4名)
  - ・地域包括支援センター 1名
  - ・出雲市医療介護連携課 4名
  - ・加速化事業関係者 13名
- 計39名

## 【第1回現地支援 令和6年9月27日】

(当日の流れ)

前半 全体会 担い手確保の取組について事務局案を基に意見交換  
講 義 **アドバイザーから生活支援の取組事例について**

後半 グループワーク (2層協議体)  
担い手確保の取組について、各地域で取り組むことができそうなもの、地域や団体運営上の課題などについて自由に意見交換。  
アドバイザーなど加速化事業関係者もグループワークに参加。





## 【担い手確保対策の考え方】

様々な媒体を活用した幅広い広報周知によりたすけあい活動について目に入る、耳にする機会を増やす。

第1回連絡会での意見を基に事務局で整理。  
第1回現地支援時に取組内容の意見交換。

①興味を持って  
もらう

「なんだろう」

「最近よく耳にするなあ」

②知ってもらう

たすけあい活動の具体的な内容、  
やりがい、重要性等について  
知ってもらう。

担い手の確保  
活動団体の安定運営

④継続する

たすけあい活動を継続するための  
仕組みづくり、団体運営の安定化

「自分もやってみようかな」  
「それなら自分にもできるかも」

③参加してもらう

「感謝してもらってうれしい」  
「やって良かった」

たすけあい活動に参加してもらう  
ための動機づけ

第1回連絡会での意見を基に事務局で整理。  
第1回現地支援時に取組内容の意見交換。

## 【たすけあい活動団体の担い手確保対策（案）】

### ①興味を持ってもらうための取組

- ①-1：キャッチフレーズとロゴマークの作成
- ①-2：市役所本庁舎への懸垂幕掲揚
- ①-3：車へのPRマグネット貼付
- ①-4：PR動画作成
- ①-5：PR用ちらし・ポスターの作成

### ③活動に参加してもらうための取組

- ③-1：ボランティアポイント
- ③-2：たすけあいインターンシップ
- ③-3：大学生等との連携
- ③-4：口コミでの活動参加呼びかけ強化

### ②活動を知ってもらうための取組

- ②-1：各団体のSNS、HP、PR動画作成
- ②-2：統一行動週間「出雲たすけあいうィーク」
- ②-3：県外在住者へのPR
- ②-4：地域のイベントにブース出展

### ④活動を続けていくための取組

- ④-1：団体間の交流・情報交換促進
- ④-2：チャットを介した情報交流
- ④-3：補助金等の活用
- ④-4：スーパー等で寄付を募る
- ④-5：団体機能の相互補完
- ④-6：事務機能のデジタル化

## 【第2回現地支援 令和6年11月19日】

○出雲市生活支援体制整備推進協議体（第1層）の場を活用

（第2回現地支援の目的）

- ・ 協議体（1層、2層）の位置づけ確認、2層活性化の方向性確認
- ・ 生活支援サービスの担い手確保に向けた取組の方向性確認
- ・ 総合事業の充実に向けた意見交換

（参加者）

- ・ 協議体委員 15名（たすけあい団体、配食事業者、介護施設、シルバー人材センター、高齢者クラブ、民生委員協議会、交通事業者等）
- ・ 事務局 12名（出雲市社会福祉協議会、高齢者あんしん支援センター、出雲市高齢者福祉課、医療介護連携課）
- ・ 加速化事業関係者 13名 計40名

## 【第2回現地支援 令和6年11月19日】

(当日の流れ)

### ○生活支援体制整備推進協議体について

全市での地域課題について検討する1層協議体と、旧市町単位に再編成して地域特有の課題などを検討する2層協議体の位置づけについて確認

### ○生活支援サービスの担い手確保について

各団体における担い手確保の状況について意見交換し、たすけあい団体の担い手確保の取組について方向性を確認

### ○総合事業の充実について

R6からの新設サービスについて課題や改善点など意見交換



【1層・2層協議体の位置づけ確認】

第2回現地支援時に協議体の位置づけについて参加者で再確認。

# 介護保険運営協議会

地域支援部会

介護給付部会

出雲市の介護保険・  
高齢者施策の検討

## 1層協議体

【全市】

(出雲)

2層協議体

(平田)

2層協議体

(佐田・多伎・湖陵)

2層協議体

(大社)

2層協議体

(斐川)

2層協議体

【旧市町】

出雲市生活支援体制整備推進協議体

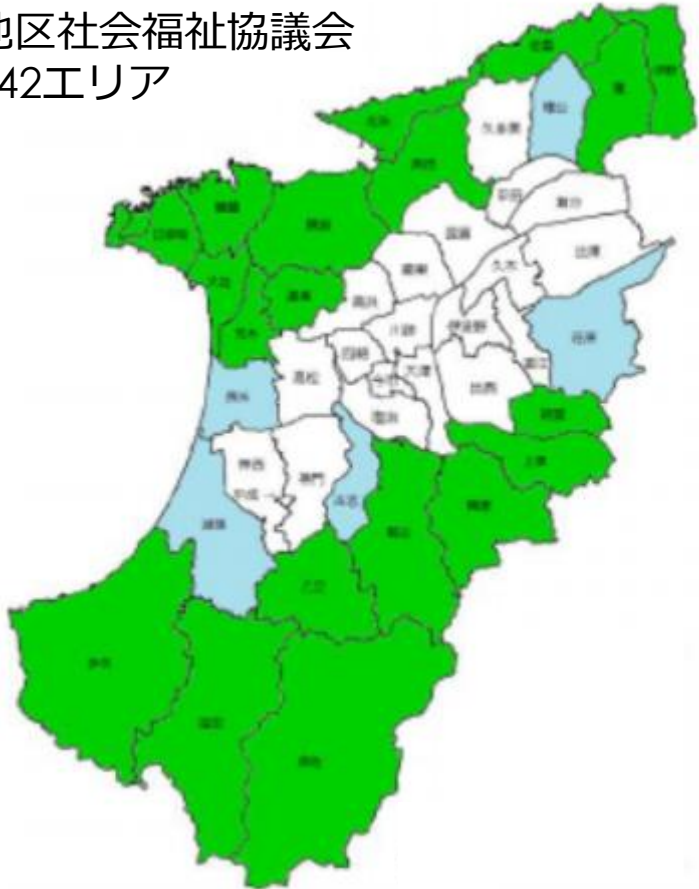
1層：全市の課題抽出・検討  
介護保険運営協議会への提案

2層：地域の課題抽出・検討  
1層協議体への提案

## 【第2層協議体の構成エリア再編と活性化】

- ▶ R5年度の第1層生活支援体制整備推進協議体での議論を踏まえ、令和6年度から地域課題の解決に向けた検討を行う基礎地域（＝第2層協議体）のエリアを地区社会福祉協議会単位(42)から旧市町単位(5)へ再編。

～R5 地区社会福祉協議会  
単位の42エリア



R6～ 旧市町単位を基  
本とする5エリア



2層協議体再編の目的について再確認し、地域課題解決に有効に活用していく方向性を共有。

地域の課題を客観的データとして把握する重要性・手法についてアドバイザーから助言。

- ▶ 地域課題の解決に向けた各種団体の連携推進
- ▶ SCの業務効率化

【総合事業の充実に向けて】

R6からスタートした出雲市の総合事業について再確認。実施団体と改善点の意見交換を実施。

基準	従前相当サービス	R6 新設	R6 新設	多様なサービス	
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進	住民主体による支援等を促進	・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

・従前相当サービスに比べ人員要件を緩和  
⇒所定研修修了者の従事を可とし、研修プログラムを実施

・補助事業を創設  
⇒既存のたすけあい活動団体の取組に補助金を交付できるように

・通所Cとの連動による自立支援の促進

【総合事業の充実に向けて】

R6からスタートした出雲市の総合事業について再確認。実施団体と改善点の意見交換を実施。

基準	従前相当サービス	多様なサービス・活動		
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

・人員要件の見直し

・訪問Cとの連動による自立支援の促進



## 【第3回現地支援 令和7年1月15日】

○住民参加型在宅福祉サービス団体連絡会の場を活用

(第3回現地支援の目的)

- ・市内たすけあい活動団体の連絡会において、担い手確保をテーマに継続的に検討中。(令和6年度3回開催の3回目)
- ・この会を活用し、令和7年度以降、**地区別(旧市町=2層)で地域課題について検討していく場を設ける**ことについて合意を得たい。

(参加者)

- ・たすけあい活動団体 15名 (11団体)
  - ・出雲市社会福祉協議会 6名 (うち生活支援コーディネーター3名)
  - ・地域包括支援センター 4名
  - ・出雲市医療介護連携課 3名
  - ・加速化事業関係者 14名
- 計42名

## 【第3回現地支援 令和7年1月15日】

(当日の流れ)

前半 全体会 担い手確保の取組について令和7年度の具体策を検討  
各地域での地域課題解決に向けた場づくりについて検討  
講 義 **アドバイザーから地域課題解決の取組事例について**

後半 グループワーク (2層協議体)

令和7年度からの各地域での地域課題解決に向けた場を設けること、そこでの検討テーマについてアドバイザーも交えて意見交換



# 必要に応じて必要な人が集まることのできる ざっくばらんな集まりの場づくり

地域課題解決に向けた場づくり、R7からの実施について共有。検討テーマを意見交換。  
⇒R7からの2層協議体の活発化を図る。

困り  
策の  
よも

困ったらとりあえずSCに相談（ジャンルは問わない）

内容にあわせて必要な方の顔合わせを調整

あんしん支援C、民生委員、CSW、たすけあい団体、等

SC

あんしん

ケアマネ

たすけあい  
団体

高齢者クラブ

市

地区社協

民生委員

CSW

※参加者は例

形や参加者に捉われない  
ざっくばらんな集まり

- ★ 困りごとを解決するためのアイデア出し  
⇒参加者が支援のアイデアや工夫を持ち寄る
- ★ 他の支援関係者との相互理解醸成  
⇒「こんなこと聞いてもいいのかな」をなくしたい
- ★ たすけあい団体間の連携  
⇒困りごとの共有、不足する担い手の連携など

【地域課題掘り起こしから解決に向けた流れのイメージ】

介護保険運営協議会 地域支援部会・介護保険部会

第1層生活支援体制  
整備推進協議体

介護予防活動  
支援検討会議

在宅医療・介護  
連携推進連絡会議

認知症高齢者支援  
強化検討会

ざっくりばらんな集まりの位置づけについて、R7からのスタートを目指して引き続きSC、包括、市において検討中。

課題

施策の提示

課題

施策の提示

住民参加型在宅福祉  
サービス団体連絡会

地域ケア推進会議  
(地域ネットワーク会議)

(第2層協議体)

全体で検討したいこと

必要に応じて合同開催

必要に応じて必要な人が  
集まるざっくりばらんな集まり

- ・地域課題の裏付けとなる定量的データの提示
- ・全市で検討すべき課題の集約

個別事例の検討を通して  
明らかになった地域課題

作業ワーキング

地域ケア個別会議

SCが調整して開催  
(旧市町単位を基本)

地域課題チェックシート  
(あんしんの支部別)

あんしんが調整して開催

【定性的】

たすけあい団体が把握できる困りごと

【定量的】

あんしんが把握できる困りごと

【定性的】

ケアマネ等専門職の困りごと

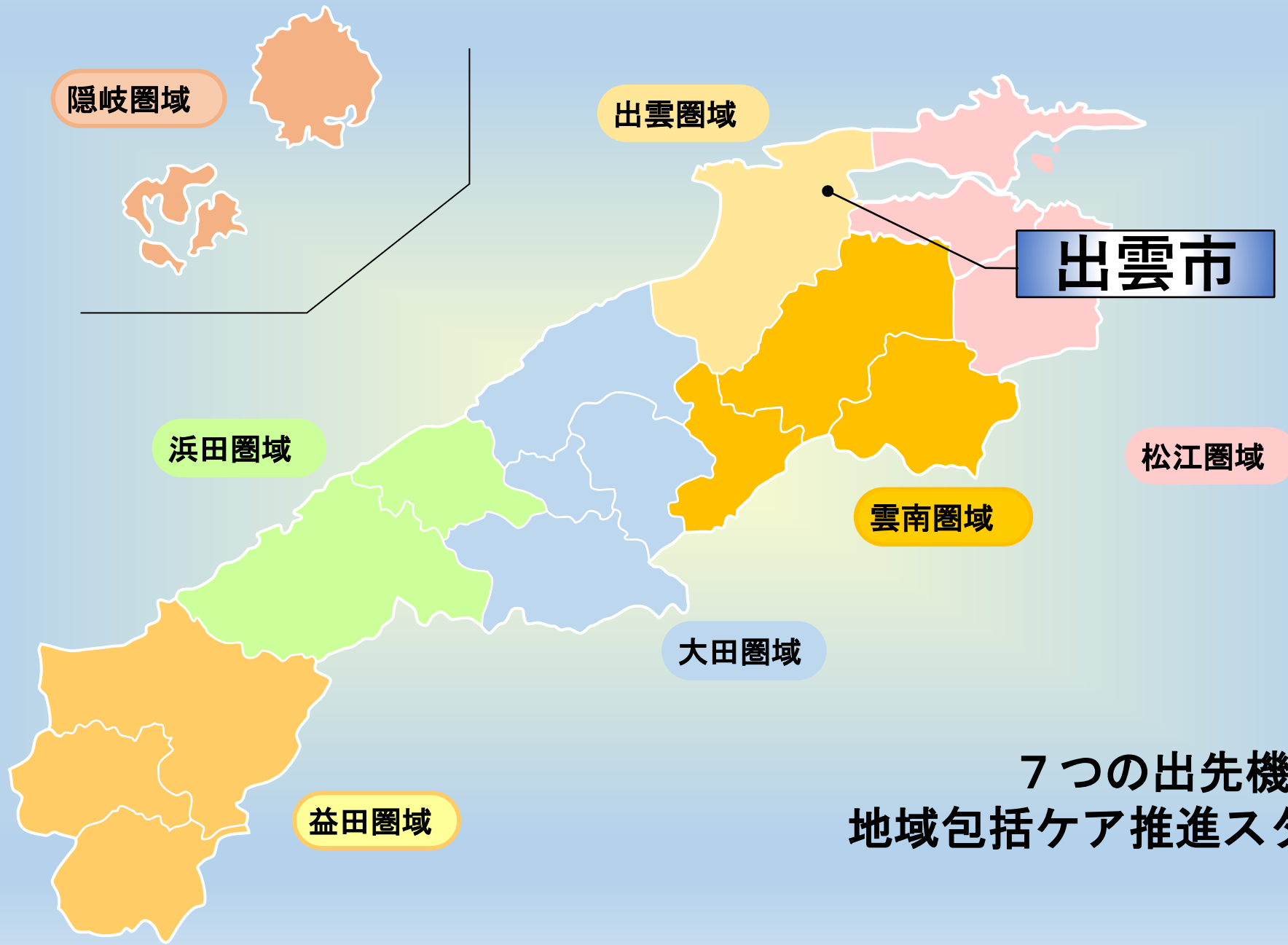
高齢者の困りごと (生活支援サービスに限定しない)

令和6年度老健事業「地域づくり加速化事業」への参画

# 出雲市への伴走支援

島根県健康福祉部 高齢者福祉課 地域包括ケア推進室





7つの出先機関に  
地域包括ケア推進スタッフを配置

## 現地支援①（9月27日） 第2回住民参加型在宅福祉サービス団体連絡会

0.25 mtg

0.5 mtg

現地支援①



## 現地支援②（11月19日） 出雲市生活支援体制整備事業推進協議体

感触確認

進捗整理

1.5 mtg

進捗整理

現地支援②



## 現地支援③（1月15日） 第3回住民参加型在宅福祉サービス団体連絡会

感触確認

進捗整理

日程確認

出雲市としての整理

支援者mtg

進捗共有

日程確認

2.5 mtg

進捗整理

現地支援③



# 支援にあたって心がけたこと

- 1 対話、コミュニケーションの重要性 異なる立場の相手の意見を聴くこと、信頼関係
- 2 事業の進め方のどこに悩んでいるのかその背景を知る 県としての役割を理解する
- 3 目指すべきゴールは何か、常に振り返ること 何のための誰の取り組みなのか
- 4 関係者が共通認識をもつこと 市だけでなく、事業に関わる方々が同じ方向を向く





- 1 各事業担当者間の連携、他部署との情報共有
- 2 市の強みを見つけ、強みに着目した視点で
- 3 保健所の強みを活かした支援
- 4 必要な内容、最適な方法を検討し、継続的に支援

## R7県事業への反映

### ■ 生活支援コーディネーター養成研修

研修内容への反映

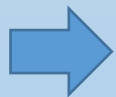
市町村職員とSCを対象に実施中。今回の学びを研修に反映できるように検討します。

### ■ 移動支援サービス創出のための個別支援

新規事業

住民主体の移動サービス創出のための市町村の取り組みをアドバイザーを派遣して個別支援します。

具体的な  
取り組みへ



# 令和6年度地域づくり加速化事業について

令和7年3月6、7日 地域づくり加速化事業 報告会

厚生労働省 中国四国厚生局  
健康福祉部 地域包括ケア推進課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 支援先市町村、アドバイザーについて

## 支援先市町村

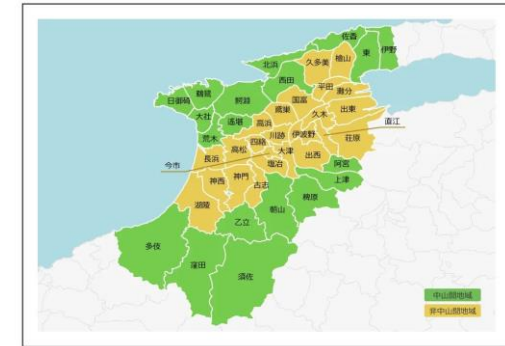
- 島根県 出雲市 様



出典：出雲市ホームページ



出典：島根県ホームページ



出典：出雲市ホームページ

## アドバイザー

- 中村 一郎 様

(一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会 医療経済研究機構 政策推進部副部長)

- 中村 美那子 様

(一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会 医療経済研究機構 政策推進部)

- 三輪 徹郎 様

(防府市 クリーンセンター (元 防府市高齢福祉課 第1層SC) )

# 支援状況等について

テーマ：第2層協議体における自主的な課題解決の仕組みをつくる、有償ボランティアの担い手不足の解消に取り組む

## 支援等の経過

令和6年4月22日 出雲市様からエントリー

5月 7日 島根県様との打合わせ

5月 8日 出雲市様、島根県様との打合せ

9月 3日 **0.5mtg**

9月27日 **第1回目現地支援**

(出雲市様の現状、方針についてすり合わせ、第2層協議体会議へ参加)

10月24日 **1.5mtg**

11月19日 **第2回目現地支援**

(ニーズ把握の必要性等について講義、意見交換、第1層協議体会議へ参加)

12月19日 **2.5mtg**

令和7年1月15日 **第3回目現地支援**

(事業成果の整理、今後の方針について意見交換、第2層協議体会議へ参加)

# 厚生局の関わり方について

厚生局の立ち位置を踏まえ、それぞれ次のようなことを意識して支援に関わりました。

## 0.5mtgまで

### ① 加速化事業の周知

各県から市町村への周知を依頼するのにあわせて、当局ホームページに特設ページを作成し事業の周知を図った。

### ② 出雲市について情報収集

各自で介護保険事業計画、総合振興計画等を読み込むことはもちろん、出雲市を知るための課内勉強会を行った。

### ③ エントリー内容についてのヒアリング

エントリーシートの内容を踏まえたうえで、5/7に島根県様と、5/8に島根県様同席のもと出雲市様と打合せを行った。

### ④ 依頼するアドバイザーの検討、調整

③を経て、課内で依頼するアドバイザーを検討し、中村一郎ADに依頼、ご快諾いただくとともに、中村美那子AD、三輪徹郎ADをご紹介いただき、ご両名にもご快諾いただいた。

## 地域づくり加速化事業

全国の厚生(支)局が主体となり、都道府県との連携のもと、総合事業等に課題を抱える市町村への伴走的支援を実施しております。  
中国四国厚生局は、管内の5県(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)の市町村を対象として実施します。  
また、伴走的支援とは別に全国のブロックごとの地域づくりに係る課題等をテーマとしたブロック別研修も行っています。

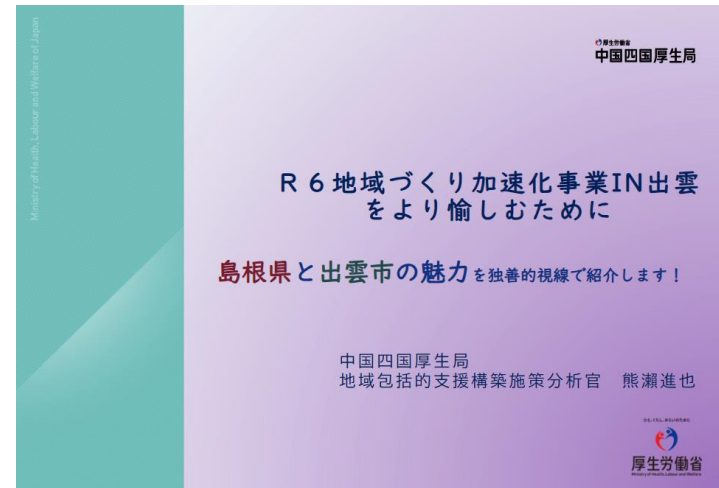
※事業イメージ



当局ホームページ

(<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/chiikihoukatsusuis/hin/kasokuka.html>)

いい	
よくあるご質問	
パンフレットダウンロード	
採用情報・インターンシップ	
地方厚生局麻薬取締部	
行政機関等ガイドブック	
中国四国厚生局公式SNS	



勉強会資料

# 厚生局の関わり方について

## 0.5mtg以降

### ① 管区機関として広域的な視点で支援に関わった

東北地方におけるボランティア人材確保の取組を把握し、東北厚生局に情報収集のうえで、出雲市様及び支援チームで情報共有した。

当局が把握している他県自治体等の取組事例等を踏まえた俯瞰的な意見出しにより、まちづくりのヒントを得ていただくことに努めた。

### ② 第二層協議体会議のグループワークでは、第三者の視点で参加しコミュニケーションを図った

ボランティア団体の活動が非常に活発であるという特徴を踏まえ、その活動を客観的に見た意見を述べるなどした。

### ③ 出雲市様は、加速化事業だけでなく、老人保健健康増進等事業にもご協力をいただいていたので、当該事業で訪問した際にもコミュニケーションを図った



意見交換の様子



会議（第1層協議体）の様子



グループワークの様子